

久喜市補助金等の交付に関する規則の一部を改正する規則

久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「補助金等の交付決定を受け、」を削る。

第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

（補助金等の交付手続の特例）

第22条 市長は、別に定めるところにより、第6条、第9条、第13条又は第14条の規定にかかわらず、当該各条の手続を併合又は省略して補助金等を交付することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。